

平成23年7月8日

検 事 長 殿

検 事 正 殿

次長検事 小 津 博 司

知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等の取調べの
録音・録画の試行について（依命通知）

本年4月8日、法務大臣から、検察の再生に向けての取組の一つとして、「知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に対する検察官の取調べにおける取調べの録音・録画についても、必要な機器の整備を行った上、3か月以内を目途に試行に着手し、専門家の意見を十分に聴取しつつ、取調べの全過程を含む広範囲な録音・録画を行うなど、様々な試行を積み重ね、1年後を目途に多角的な検証を実施する。」との指示を受けました。

各庁におかれては、本試行につき、下記のと通りの取扱いをされるようお願いします。

記

1 東京地方検察庁、大阪地方検察庁及び名古屋地方検察庁における試行

東京地方検察庁、大阪地方検察庁及び名古屋地方検察庁においては、身柄事件について、知的障害の程度やコミュニケーション能力等の被疑者の特性、事案の内容、被疑者の精神的負担や供述に与える影響等を考慮し、録音・録画を試行するのに適した事案について、録音・録画機器の配備状況を踏まえ、取調べの全過程を含む広範囲な録音・録画を行うなど、様々な試行を実施する。

2 上記1以外の地方検察庁における試行

上記1以外の地方検察庁においても、取り扱う身柄事件が、被疑者の知的障害という特性に着目して試行に適した事案であると考えられる場合には、各庁の実情に応じ、可能な範囲で、取調べの録音・録画の試行を実施して差し支えない。

3 被疑者が取調べの録音・録画を拒否した場合の対応及び録音・録画した記録媒体の取扱い

被疑者が取調べの録音・録画を拒否した場合の対応及び録音・録画した記録媒体の取扱いについては、裁判員裁判対象事件であるか否かを問わず、平成21年3月27日付け当職依命通知「取調べの録音・録画の実施について」の該当部分を準用する。なお、この場合において、上記依命通知中、「DVD」とあるのは「記録媒体」と読み替えるものとする。また、試行に関し、「捜査報告書（取調べの録音・録画の拒否について）」又は「録音・録画状況等報告書」を作成する場合、「その他参考事項」欄に、知的障害者又は知的障害の可能性のある者に対する試行である旨記載する。

4 報告

裁判員裁判対象事件であるか否かを問わず、各地方検察庁は、起訴後又は釈放後、速やかに、上記3に基づく「捜査報告書（取調べの録音・録画の拒否について）」の写し、又は記録媒体の複製及び「録音・録画状況等報告書」の写しを、高等検察庁及び最高検察庁裁判員公判部に送付して報告する。